

諏訪社の祭祀と仮屋

森 隆男

つ御仮屋、さらに神の戸童と思われる童児について検討しよつとする時、長野県の諏訪大社で行なわれた中世の祭祀が重要な示唆を与えてくれる。本稿では上社の神事で建てられた仮屋の構造と機能を中心に検証し、中世の諏訪盆地にみられた祭祀を考察する。なお神靈を祀る仮屋を「御仮屋」と呼んで区別する。

はじめに

頭屋儀礼でみられる御仮屋の形態と機能について奈良県などの事例を中心に考察したことがあつたが、いずれも迎えた神靈だけを祀る施設であつた。ところが天理市柳本町の長岳寺には、既に伝承は失われているが、ドーム状の形態を持つ御仮屋が建てられる。これについて私は、かつて忌み籠りの場としての機能を持つ御仮屋であつたと推測した。^①また春日若宮祭において御旅所に建てられる御仮屋についても、形態と材料から忌み籠りの場であつた可能性を指摘したところである。^②

奈良県下の頭屋儀礼では頭屋の関係者から「頭人子」と呼ばれる童児を選び、渡御行列や神事に参加させる。この童児に関する伝承は少ないが、近世には竜田川での水垢離を行なうなど重要な役割を果していたようである。^③ 神靈を祀るだけではなく忌み籠りの場としての機能を持

一、諏訪社の概要

諏訪大社は信濃国の一の宮として信仰を集め古い神社である。諏訪社は上社と下社にわかれ、さらに前者は本宮と前宮、後者は春宮と秋宮からなる。この神社の神事では一般には七年目ごとに行なわれる御柱祭がよく知られているが、一年間に執行される神事がきわめて多く、上社だけでも七〇を越える。個々の神事の内容については宮地直一の詳細な研究がある。これら上社の神事の中で特に重要なのが、三月酉の日に行なわれる御頭祭であつた。また七月の終わりに行なわれる御射山祭も重要な神事であつた。

これらの神事において仮屋が建てられたが、祭祀形態は異なる。御頭祭では神靈を祀る御仮屋と精進屋が同一の建物で、神人同居の形態をとる。それに対し御射山祭では御

仮屋と精進屋が別の建物となる。

なお上社の神職組織は、大祝と、それに従う神長や瀬宜大夫等の五官により構成されている。大祝は諏訪氏の世襲であるが、その職に就くのは幼童の期間だけであり、成長すると次代に位を譲ることになる。これは後述するように大祝が「童的な存在であったからである。実際に神事を執行するのは五官である。五官のうち守矢氏が世襲した神長は、後述するように御左口神の降神など重要な役割を果した。

また神事を経済的に支えるため、鎌倉時代には地頭を頭役に当てて奉仕をさせていた。その後この制度は衰退し、一時武田氏によって再興が図られたが廃絶する。慶長一九年（一六一四）になって御頭割の制が定められる。これは郡内の十五の郷村が交代で頭役を勤めるものであった。これらの村々は御頭郷と呼ばれたが、経済的には大きな負担であり、御頭に当たると助郷等の役は免除されることになっていた。^⑤

さて諏訪社について研究する上で最も重要な史料として『諏訪大明神画詞』（以下「画詞」と略す。本稿では権祝家本を使用）がある。これは諏訪円忠が貞治二年（一三六三）頃から準備を始め、十か年をかけて完成させたもので、諏訪社の由緒や神事を記した縁起である。中世の上社にお

ける一年間の神事を記した史料に『年内神事次第旧記』（以下「旧記」と略す）がある。これは守矢家に所蔵されてきたものである。原本は室町末期の書写であるが、嘉暦年間（一三三二六～一三三二九）から文安五年（一四八八）までの記事がみられる。『旧記』は神長が覚書として記したものとされており、上社の中世の神事に関する貴重な史料といえる。戦国時代の争乱の中で荒廃した神事を、前述したようにこの地の支配者となつた武田信玄が再興を図つた。その際に出された下知状が『諏訪上下社祭祀再興次第』（以下「次第」と略す）である。これは『武田氏沙汰書』、または永禄八年（一五六五）から九年にかけて出されたため『永禄下知状』とも呼ばれる。そして近世になると、延宝七年（一六七九）に大祝が幕府の寺社奉行へ提出した書上帳の控が残っている。『諏訪上社例記』（以下「社例記」と略す）と『下諏訪社例記』である。ここには御頭祭や御射山祭、御柱祭の神事と、建物などの由緒について記されている。さらに寛政八年（一七九六）の『信州諏訪上宮祭礼大概』（以下「大概」と略す）も近世の神事を知る上で貴重な史料である。

二、御頭祭と仮屋

まず中世の御頭祭の概要を理解しておこう。正月元旦の夜、占いにより「神使」が決まる。神使は大祝の下で、御頭祭をはじめとする一年間の神事に奉仕する。御頭祭で外県を廻る神使二人は五官の子弟から、内県と大県を廻る神使四人は信濃の莊郷から選ばれる。⁽⁷⁾ 外県は伊那郡、内県は諏訪郡、大県は佐久郡を指す。これらの新しい神使には、正月四日に任命書に相当する御符が渡された。神使の条件について『画詞』祭第一に「婚姻未犯の童男」とある。⁽⁸⁾

神使は仮屋で一ヶ月間の物忌の生活を送り、三月午の日の小立増神事、酉の日の大立増神事を迎える。六人の神使が二人ずつ三組に分かれて、立増神事には外県に、大立増神事には内県と大県に向けて各々巡回に出発する。出発に際して神使は神長から榊で作った「御杖」と称する杖を授けられ、首には鈴の入った錦の袋を掛けられる。⁽⁹⁾ 『画詞』祭第二に「廻神ト称シテ村氏是ヲ拝ス」とあるように、神使は具体的に姿を現した神そのものであった。この神事が終わると、村々では農作業に着手することになる。御頭祭はその後衰退するものの、近世になつても行なわれた。ただし、神使は一人に減つていて、御頭祭では仮屋が重要な意味をもち、『画詞』祭第一

に次のようにある。⁽¹⁰⁾

面々新造ノ仮屋ヲカマヘ、精進ヲ初ム。先、神長官此宮ニ望テ御作神と、神ヲ立。榊ヲ立、神使ノ食物、飯酒・魚鳥ノ上分ヲタムケテ、日々行水・散供・祓ノ儀嚴重也。隨逐ノ祿人已下從類相共ニ潔斎ス。

六人の神使は各々精進屋を建て、従者一人を引き連れて物忌の生活に入る所以である。精進屋の形態や規模について記した中世の史料を見当らない。わずかに永禄八年（一五六五）一二月一〇日の『次第』によると、物忌の生活の期間に使用された家具や畳、庭を神長が受け取るとの記述があり、ある程度の規模をもつ建物とみてよからう。また精進屋が設けられた場所について、伊藤富男は前宮付近であると主張している。⁽¹¹⁾ 伊藤の主張は『神長守矢満実書留』の文正二年（一四五七）の条に精進屋の設置場所として神長の在所を借用する旨の記述があることや、同文明一二年（一四八〇）に火災により焼失した精進屋が南安曇郡の西牧氏のものであり、それが前宮近くの西町にあつた旨の記事等を分析した結果から導かれており、説得力をもつてゐる。さらに伊藤は、同史料文明一六年の条に下桑原等の御頭郷が神使を社参させず、各々の郷内に精進屋を設けた儀礼が郷村の中で行なわれるようになつていつたとする重

要な指摘をしていく

さて二月の上旬に神使の物忌の生活が始まる。その際、前出の『画詞』にあるように神長によつて精進屋に御左口神が勧請された。御左口神は中世の前宮の祭神とされ、信濃地方だけでなくかなり広い地域に分布する神である。この神の性格については諸説があるが、神事の内容からみるところ、「精靈的な性格を具えた土地神」とする伊藤の指摘が妥当と思われる。精進屋の中では長さ七寸五分の鉢木が御左口神の依代とされた。『画詞』に神使の食物や酒、魚鳥を供えたとあるように、神使は精進屋において物忌の生活を送りながら、勧請した御左口神を祀つたのである。

なお精進屋の神使の生活について、「次第」に「初十日者毎日一度の行水、中十日者二度の行水、末の十日者三度の行水、淫婦にふれず、火も日々三度つゝ改候」とある。十日を単位に、より嚴重な物忌が課せられたことがわかる。特に火に対し嚴重な禁忌が存在した。三月丑の日に御左口神を送ったあと、精進屋は取り扱われる。

近世になると、精進屋の形態や規模を具体的に伝える史料が残存している。宮地が宝暦四年（一七五四）に御頭郷の小坂村に建てられた精進屋を紹介している。⁽⁴²⁾ この建物は「御頭屋」と呼ばれ、桁行七間、梁間二間半の規模をもち、屋根は萱葺である。さらに天明四年（一七八四）の精進屋

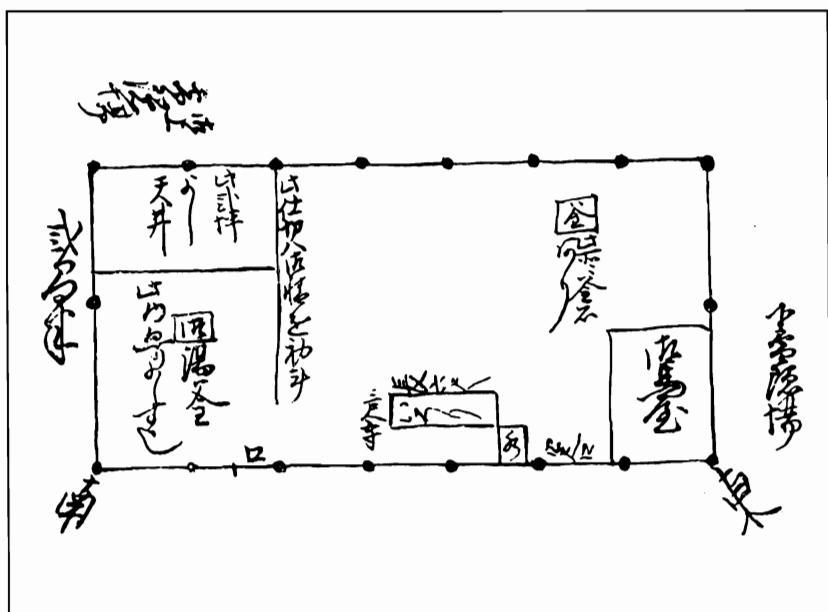


図1 天明四年の精進屋平面図（『宮地直一論集二』より）

については平面図が残つており、神使と従者が生活できる本格的な建物であったことがわかる。近世中期以降の精進屋は常設の建物となつたが、それ以前は中世と同様約一ヶ月間使用されると撤去される臨時の建物であった。近世になつて神事の変化にともない精進屋の形態にも変化があつたとみるべきであろうが、前述したように文明一六年にすでに御頭郷において精進屋が建てられていたことから、基本的な部分については伝承されたと考えてもいいのではなうか。

ここで宮地によつて紹介されている小坂村の御頭屋の図について検討を加えたい。平入り、右勝手で、四尺幅の入口を持つ。入口右脇に馬屋、左脇に水屋がある。長辺六尺、短辺三尺五寸の長方形のいろいろが水屋近くに切られている。一〇坪の「上座」があつたということであり、これは床張の部屋を指すと思われる。土間には「釜石あり」とみえ、簡単なかまどが設けられている。別火生活のため必要となるた設備であろう。床を張つたオモテ側には「御湯釜」がある。この部屋にも入口が設けられている。土間の入口とは異なり、神使専用の出入口とみてよからう。ウラ側の二坪は葭の天井を張つた特別の部屋である。宮地はこの部屋を神使の居間としたが、田中基は御左口神を祀る部屋であると指摘した。⁽⁵⁾ 冬の諏訪盆地で神使が物忌の生活を送るため

には、やはりいろいろが必要で、御湯釜のあるオモテ側の部屋が神使の部屋と思われることから、私も田中の指摘に同意する。いずれにしてもこの精進屋は、比較的土間の広いヒロマ型の間取りをもつ建物といえる。

なお精進屋の御左口神に対しても魚や鳥、獸肉の神饌が供せられた。『社例記』に「庭前掛猪鹿、曳注連」とみえる。また『大概』にも「庭前に柱被⁽⁶⁾建、鹿肉を掛け⁽⁷⁾七重の注連を曳。是を御贊柱と号し」とあり、猪や鹿の肉を精進屋の前庭に設けられた御贊柱と称する柱にかけて供したことがわかる。宮地は宝暦四年の小坂村の史料により御贊柱の形態を紹介している。⁽⁸⁾ それによると高さと間口が二間半の鳥居形をしており、その後、他村で作られた御贊柱もほぼ同様であるという。この御贊柱に、長さ二尺五寸の御贊串にさした肉を立て掛けるということである。御贊柱については近世の史料にみえるのみであるが、神長本『画詞』によると鹿や猪の肉を神饌として供したようであり、掛けるという作法も含めて中世以前に遡るとみてよからう。

これらの神饌の材料を得るために行われたのが野出神事で、宝暦四年には一月二八日に執行されている。御贊掛の一週間前に当たる。⁽⁹⁾ また三月酉の日に前宮の十間廊において、猪鹿の頭七〇余と魚や鳥を掛けた神饌が供される。

三、精進屋の原形としての御室

正月元旦に本宮で蛭狩神事が行なわれる。夜になって大祝と神長は本宮から南東二キロの所にある前宮近くの御室に戻り、神使を決定する。⁽¹⁾ 御占神事と呼ばれるこの神事がその日のうちに御室に戻つて行なわれるのは、神使の決定が御室に祀られている御左口神の意志によるためである。

御頭祭を理解するためには、御室とそこで祀られる神靈の検討が不可欠であろう。御室の構造について、「画詞」祭第7に「大穴ヲ掘テ、其内ニ柱ヲ立テ、棟ヲ高メ萱ヲ葺テ、軒ノタル木土ヲササエタリ」とある。⁽²⁾ 大地に直接屋根を葺きおろした天地根元造で、堅穴式の建物と思われる。「旧記」によると御室の棟木や柱、桁などを各郷が分担して準備したことなどがわかる。御室の規模については後述するが、この建物も一二月中旬に建てられ、三月中旬に撤去される仮屋である。

御室に祀られる神靈について「画詞」は具体的には記していない。一二月二二日を「一ノ御祭」と称し、「今日第一ノ御舎ヲ入奉ル。大祝以下神官參籠ス」とある。⁽³⁾ さらに同二九日に「又御舎三所ヲ入奉ル。其儀式ヲソレアルニヨリテ是委クセス」とある。神靈への畏怖ゆえ詳細な記述を避けた「画詞」に対し、「旧記」には、御室の神靈に関して断

片的ではあるが記述がみられる。

まず「一ノ御舎」とは、神長本「画詞」から、御左口神であることが明らかにされている。また「御舎三所」は、「旧記」から「そそう神」と称する神靈で、一二月二二三日の擬祝殿神事の項に「例式小へひ入」とあることから蛇体であることがわかる。その神体は大嘆、内県、外県より一体ずつ出された。さらに宮地の研究によると、同二五日にも櫛の木で籠状に作った長さ五丈五尺、太さ一尺五寸の蛇体三体と「又折」⁽⁴⁾が御室に入れられ、蛇体三体もそそう神の神体であるという。又折については不明である。つまり御室には大小複数の蛇体が納められたことになる。「画詞」に「冬ハ穴ニスミケル神代ノ昔ハ、誠カクコソアリケメ」と記されたように、穴の中に入ると蛇体の神が同居する原始的な信仰に基づく祭祀形態が再現されていたといえよう。しかし、このような儀礼も中世後期には衰退し、永禄年間には絶えている。近世には社殿を建てて御室社と称することになる。



巨木が残る御室社付近

御室での祭祀について、さらにふみ込んだ主張をしたのが田中基である。田中は、御左口神とは上空より垂直降下し祟りをなす男性的精靈であり、そそう神とは諏訪湖の方より水平に訪れてくる女性的精靈であるとする。そして御室内の「萩組の座」において両神が性交し、大祝を産む神事劇が行なわれたとする。そこは暗闇の空間であつたといふ。興味深い説であるが、大祝の襲職儀礼であれば理解できるとしても、毎年誕生儀礼が繰り返されるとは考え難い。

『画詞』祭第一に大祝について次のようによみえる。⁽⁴⁾

祝ハ神明ノ垂迹ノ初メ、御衣ヲ八歳ノ童男ニヌキ、セ給テ、大祝ト称シ、我ニ於テ軀ナシ、祝ヲ以テ軀トスト神勅アリケリ。是則御衣祝有員、神氏ノ始祖也。家督相次テ今ニ其職ヲカタシケナクス。

これによると大祝は神靈の戸童的存在であり、幼童の期間だけその職に就く理由もここにあつた。御室における神々との同居は大祝が神々の靈力を獲得し、それを更新する意味があつたのではないかろうか。

さらに田中は大小の蛇体が各々三体ずつ二日間を隔てて入れられる点について、「常陸國風土記」那賀郡茨城里の説話を引用し、小蛇が急成長することで神靈であることを示した儀礼的表現であると述べている。⁽⁵⁾さて少年の大祝が御室で、やはり少年の神使が精進屋で

いずれも御左口神等の神を祀って過ごし、その期間は一ヶ月重なる。そして三月の立春神事では、神として巡回すべきはずの大祝に代わって、神使が神長から神を象徴する御杖を授けられて信濃の国巡回に出発する。すなわち神使は大祝の分身であり、両者は御左口神の戸童であつたといえよう。⁽⁶⁾ 神使の「神」とは御左口神を指すとみていい。彼らが戸童としての役割を果たすために過ごしたのが御室であり、精進屋であつた。御室と精進屋は、機能面でみると共通の構造をもつてゐたはずである。そして御室で展開される原始的な祭祀形態を考える時、神使の籠もる精進屋の原形を御室に求めることができるのではないだろうか。

次に、御室の形態と規模についても検討しておきたい。

宮地は、御室の形態を昭和初期まで諏訪地方などに残存していた冬室と重ねている。冬室とは、冬季に防寒のために造る作業小屋で、間口二間、奥行三間程度の規模と、藁葺天地根元造の形態をもち、内部は地中に三尺二寸程度掘下げているという。

形態は宮地説に同意するとして、私は次の二点の理由により、御室はかなり大型の建物であつたと考える。まず一点は、一七メートルに及ぶ蛇体の作り物三体他を納めていることから、とぐろを巻いた状態であつてもかなり広い場所を必要とする。もう一点は、御室に年神や竈神を迎えて

祀つてゐることに注目したい。『旧記』に「十二月晦日、みむろへ参て、御年男と小別当と、年神かまの神の御さかつきの式たい有」、「正月一日に、みむろへ年入申。是はたさい神なり。年之神是なり。民人之玉しいなり」と記されてゐる。一二月晦日の神事について、宮地は年男と小別当がそれぞれ年神と釜神に紛して盃ごとの所作をしたとし、前⁽⁴⁾者を男性、後者を女性とみなした上で、農業神にみられる性的行事であつたと推測している。民俗事例にも、年頭に夫婦が性的所作をする予祝行事が報告されており、それらのなかには二人がいろいろの周囲を回る行動をとる事例がある。「かまの神」とは竈神のことであるが、御室の中に設けられてゐたのは竈ではなく地炉であろう。この地炉の周囲で民俗事例と同様の儀礼が行なわれたと考えてもいいのではないかだろうか。

以上の検討から、御室は大祝が蛇体の作り物で表現された御左口神やそそう神と籠るとともに、他の神職たちと神事を執行する場であり、それを可能にする規模と設備をもつていたと考えたい。

近世後期になると大祝と神使の関係に混乱が生じてゐる。この混乱の原因は、両者が本来内包していたものといえる。以下、近世後期における大祝と神使の状況及び精進屋について『大概』から抽出してみよう。

御頭郷で作られる精進屋で、三月酉の日の神事の三〇日前から大祝が物忌の生活を開始している。一方、同じ日に「当日神長官宅ニて神使十五歳未満之小童三十日の潔斎に入。醇酒・神饌御左口神献し勤行有」とあり、神使は神長の家で物忌の生活に入り、同家に祀られている御左口神へ神酒と神饌を献じる。酉の日の神事の八日前には、神長の屋敷に御頭郷から来た人々によつて精進屋が建てられ、二日後の卯の日から神使がここで七日間の物忌の生活に入る。神長と神使の従者以外の出入りを禁止した厳重な物忌の生活であった。同日、大祝・五官等も七日間の物忌の生活に入る。『大概』は上社の神事を詳細に報告したものであり、寛政八年当時の様子を正確に記していると思われる。この史料によると、本来神使が物忌の生活を送る御頭郷の精進屋が大祝の物忌の場となり、神使は神長のもとで物忌の生活を送つてゐる。このような混乱が生じた理由は、前述したように神使を大祝の分身とみなす意識が存在していたからであろう。なお神使が過⁽⁵⁾す神長宅の精進屋について「貳間四面萱葺之潔斎屋を造り七重之注連を曳」と記されている。規模から判断して、神使一人が籠るために建てられた御仮屋とみられる。中世には六人が勤めた神使は、近世には一人になつてゐた。しかも酉の日の神事に奉仕するのみであった。すなわち神使の役割は形式化し、その地位も中

世に比べて大幅に低下していたといえる。なお宮地によると、この御仮屋は明治五年まで神長家の玄関脇に建てられたという。

四、御射山祭と仮屋

御射山祭は七月下旬に御射山と呼ばれる山麓の地に諏訪社の神々が神幸し、山神の祭祀とともに狩獵等が神事として行なわれる一連の儀礼をいう。すなわち、御射山は御旅所ということになり、

後述するように「御旅所」と記した史料もある。

上社の御射山は八ヶ岳南麓に、下社のそれは霧ヶ峰南麓から中世末に春宮の東北一里の二上峰に移ったといふ。中世の御射山祭の様子は、上社については史料が乏し



現在の御射山祭(小林亘氏提供)

く不明の部分が多い。しかし発掘の結果、下社の御射山祭では上社のそれに比べて大規模な儀礼が展開されたことが判明した。

まず、「画詞」により、中世における上社の御射山祭の概要をみておきたい。七月二六日、大祝は前宮と講上社に詣でる。そのあと騎馬にて御射山に向けて出発する。途中、酒室社にて神事が行なわれる。この時、芒の穂をとつて群集の人数を数える。さらに狩りをしながら進む。物見ケ丘に至り、大鳥居を通過する時に一騎ずつ声を上げるという。これについて宮地は、拍手や鈴を鳴らすことと同じ作法とみている。

この日、御射山は大勢の参詣人で満ちた。その情景が「画詞」祭第五に次のように記されている。

凡諸国参詣ノ輩、伎芸ノ族、七深山ヨリ群集シテ一山ニ充満ス。今夜参着ノ貴賤面々、信ヲ起シ、掌ヲ合テ祈念ス。諸道ノ輩衆芸ヲ施ス。又乞食・非人此處ニ集ル。參詣ノ施行更ニ隙ナシ。都鄙ノ高客所々ニ市ヲナス。盜賊対治ノ為ニ、社家警固ヲ至ス。

諏訪社の神職の他、貴賤の人々が多数参詣し、芸能も演じられた大規模な祭礼であった。また「去夜ヨリ所々ノ神樂鉦鼓ノヲト、巫女カ詫宣相続シテカマヒスシ」とあり、参詣人の求めに応じて託宣をする巫女もあつたことがわか

る。

二七日から二九日までの三日間が本祭に当る。二七日は、まず大祝以下の神職が榊を捧げて山宮に参詣する。宮地は、狩獵に先立つて山神を迎えて祀つた慣習に基づく神事と指摘している。下向の後、四御庵の前で大祝が「御手払」すなわち拍手を打ち、まわりの参加者がこれに同調して拍手を打つ。この時の様子を『画詞』は、「山野饗キヲ伝へ、馳馬頻ニ驚ク」と記す。ここには司祭者としての大祝の姿がある点に留意しておきたい。次に饗膳の神事が執行される。そのあと狩獵に出発する。五月会でも狩獵が行なわれたが、参加者の服装や馬の飾りは、それ以上に華麗なものであつたといわれる。参加する騎馬の数は當時二〇—三〇騎であつたが、かつては一〇〇騎程度あつたという。

二八日も前日とほぼ同様である。狩獵から帰るに当つて、左の頭人が饗膳の場を設け、御神樂も奏される。二九日も同様であるが、この日は右の頭人が饗膳の場を設ける。この場では鹿の射手に、「トカリ矢」が芒とともに授けられる。二〇番の相撲も行なわれる。さらに「今日ノ水干脱、来集ノ輩ニ分チアタフル事」とあり、儀礼の参加者は着ていた水干を脱いで、見物していた人々に施したようである。晦日は、早朝に四御庵にて饗膳等の神事が行なわれる。そのあと御射山を下り、五日間にわたる祭が終了する。

御射山祭で建てられる施設は神幸した神を祀る四御庵、大祝と随員の宿舎となる神殿、神饌を納める御贊籠等である。これらの建物の屋根と壁が芒の穂で葺かれるために「穂屋」と呼ばれ、これが御射山祭の別称「穂屋祭」を生むことになつたといわれている。芒の穂で葺いた建物がこの祭の象徴的な存在であつたことを示している。御射山の祭場跡については発掘調査が行なわれ、土器の破片とともに穂屋跡から多量の藁灰が出土している。発掘を担当した金井典美は、穂屋は祭の終了後に焼却したと推測している。仮屋の意味を考える上で、留意すべき点であろう。

まず四御庵から検証したい。『画詞』には、建物に関する具体的な記述はない。『旧記』には、

一、御射山作可申次第

大四御庵ハ、上下桑原役。
前宮四御庵ハ、小坂郷役。

磯並四御庵ハ、栗林両條。

下宮四御庵ハ、有賀・真志野。

同しきかやの事郷々出る次第。

とあり、四社分の御仮屋がそれぞれ決まつた郷の負担により建てられたことがわかる。「大四御庵」の「大」とは上社の神靈を祀るゆえの呼称とみていいだろう。その他について宮坂清通は、前宮は前宮神原を中心鎮座する神々、磯

並は神原西方の山麓に隣接する磯並四社を指すが、下宮について不明としている。また、「しきかや」とは後述する
ように、床上に敷く茅のことである。

また『次第』の永祿九年に、次のように記した史料がある。

一、就御射山西御庵退転、神前之文書抜見之處、
可為桑原上下両郷之役之由、被書載畢。然則二
社之分者、(中略)、残而二社之内:(中略)。如
四御庵共ニ無優劣、嚴重ニ可造立。

付、一社材木數大般如此。

一、柱三本 長さ一丈五尺 大もちたるへきの事。

一、棟木二本 長さ一丈八尺 一駄ニニ丁付之事。

一、裏の柱三本 長さ六尺 一駄ニニ丁付之事。

一、垂木三十本 長さ一丈八尺之事。

一、屋中六本 長さ一丈八尺之事。

これによると四御庵は四社分として、同じ規格で四棟建てることが求められている。そして、この負担は上下両桑原郷に課せられた。ところが前出の『旧記』では、この両郷に課せられていたのは上社分の御飯屋の建設だけで、残り三社分については、他の郷に課せられていたのである。『次第』の年代、すなわち永祿の頃には四御庵の建設そのものが退転して、上社の四御庵を建てた上下の両桑原郷に関する

文書のみが残存し、両郷の負担とされたのだろうか。
宮地はこの史料を使用して、四御庵の復元を試みている。
それによると、間口約一丈五尺、奥行約一丈とし、表側の高さ一丈五尺、裏側の高さ六尺の規模をもつ片流れの屋根の建物としている。棟木と垂木の長さからみて間口、奥行は同意できるが、高さについては掘立柱の建物であつたと思われ、少なくとも一尺程度は低いものであつたはずである。

また『旧記』に「しきかや」とあつたように床には茅を敷いていたことがわかる。なお宮地は室町初期の成立とする『嘉禎記』に「カヤノ下ハイタナリ、御旅所ノキシキ也」とある記事から、板敷の上に茅を敷いたと指摘している。このような床のあり方が御旅所の定まつた作法であったことは注目すべきであろう。板敷の上に茅を敷くことは不自然である。これは、かつて茅を敷いただけの土座の段階があり、板の床を張るようになつても土座の古い作法が伝承されていたことを示しているのではないだろうか。

いずれにしても、比較的大規模な御飯屋が四棟建てられ、そこに上社他の神々が祀られたことになる。そして『画詞』にあるように、その前に神饌が供えられ、大祝以下の神官が「御手払」をして礼拝したのである。まさに『嘉禎記』に記されたように「御旅所」であった。

次に大祝等の宿舎として建てられた神殿について検証したい。神殿の形態について具体的に記しているのは『旧記』で、次のようにみえる。

西つま三間六つほニいたしきかへ三間入候。大熊役なり。北より御行水所まで廿つほハ武井條、いたしきなり。かへ十間入。又こしかへ二間入、戸一本たつ。はまゆかハ正月一日大宮神田役にて候。ひこまい作、なけし打へし。御家中一間、二つほハ下桑原、次間三間六つほハ伊那ひし・かつま・たかとう・みろく・九日町役なり。次間一間二つほハ小河役なり。次間二つほハ上桑原役、い上六間十二つほなり。いたしきなりかへ入候。上桑原作申分ハ東のはしなり。へいかき十四間武井條、此内十間ハ大殿、ししかきをゆひ申。四間ハおたい所ニくみ申なり。

間口十間、奥行二間の東西に細長い建物で、外には鹿垣も作られていた。これらを各郷が分担して作つたことがわかる。内部では東端に二坪の「行水所」が設けられ、その一部は浜床の形式で床が張られていたようである。ここは宮地が推測したように、大祝の沐浴の場であろう。さらには長押を備えた部屋であることから、大祝の居室も兼ねていたと思われる。「行水所」を除く他の空間は板敷である。ここは随員等の宿舎として使用されたのであろう。また『旧

記』に「神殿しきたたみの事、三てうくりはやし、四てう金子、三てう上原分」との記事がみえる。⁽¹⁾これは栗林、金子、上原の各郷から計十畳分の畠が出されて、神殿に敷かれたことを示している。神長以下、重要な神職のために畠を敷いたと考えられる。

御贋を納める御贋籠について、『旧記』に「御贋籠ハ矢崎・上原・小坂三ヶ所役五間也。是ニ諸国社參人々御贋被籠候」とある。間口五間で、奥行は記されていないが、他の建物と同様二間程度と思われる。形態は不明である。御贋籠は諸国から参詣した人々が献じた御贋を収納する建物であった。大祝などの身分ある者が献じた御贋は「高御籠」に収められたとされている。御射山祭の間に行なわれた狩獵で得られた獲物も高御籠に収められたと推測されている。

その他、『旧記』によると「高御むまや」と「ひら馬や」と呼ばれる厩などが建てられている。また前述したように、神殿の近くには「おたい所」も設けられていた。五日間にわたる御射山祭のために多くの建物と設備が整えられたわけであり、これらが毎年更新されることを考えると、この祭に要する経費がかなり大きいものであつたといえよう。なお上社には御射山祭の他に三つの御狩神事がある。そのうち九月下旬の三日間にわたつて行なわれる秋尾祭でも御仮屋が建てられた。



祭の当日、芒の壁をつける仮屋



芒をつけた提灯掛(小林瓦氏提供)

「画詞」祭第六に次のようにみえる。⁽²⁾

大祝以下ノ大小神官、深山ニホリテ三ヶ日逗留ス。
其儀、御射山同シ。御庵ノ円形一面ノ庭火ノミカワレ
リ。

儀礼の内容は御射山祭と同じであつたようであるが、大祝のための円形の仮屋一棟が建てられたといわれる。⁽³⁾

前述のように、御射山祭も戦国時代には衰退してしまう。近世になると、祭日に変化はないが御狩の神事を省略するなど儀礼の内容を簡略化して行なわれた。一方、仮屋については、上社では『社例記』に「毎年七月廿四日造青萱葦数十軒」とある。形態や規模が中世の仮屋を伝えたものか

どうかは不明であるが、御射山祭の象徴として「穂屋」が建てられていた。ちなみに現在も芒を壁とする仮屋が建てられ、八月二六日の祭には神職二人が籠つている。地元の村でも祭の当日の朝、各家の庭に芒で装飾した提灯掛を建てる。さらに祭場ではススキゴクと呼ばれる芒の御符が授与される。このように御射山祭と芒を結び付ける觀念は今なお存在している。下社についても『下諏訪社例記』に「毎年七月廿四日、造青萱葦仮屋九軒」、神人・社僧廿六日、登山而參籠仮屋」とあり、仮屋に神職や社僧が参籠したことがわかる。

以上のように御射山祭においては神を迎えて祀る四御庵、大祝等の参籠の場である神殿、神への神饌を納める御贊籠が、各々独立した仮屋として建てられている。前宮付近には「神殿」と呼ばれる大祝の住居があつたが、御射山の宿舎も同様の名称になっている。神殿は大祝を神とみなしたためつけられた名称であろう。しかし、御射山祭での大祝が司祭者の役割を果していたことは前述の通りである。

五、仮屋からみた司祭者と祭祀形態

御頭祭では、精進屋に御左口神を迎えて神使が共に生活をしながら祀る祭祀形態がみられた。神使は一ヶ月の物忌

の生活の後、村々を巡回する神となる。精進屋での神使は、神の奉仕者ではなく戸童であつた。そして巡回に際して神長より授けられた杖を持ち、首に鈴をかけた姿はシャーマンであつた。神使が少年である理由もここにある。一方、大祝も少年で、神使より二ヶ月早く御室と呼ばれる御仮屋で物忌の生活に入り、同じく御左口神等の神々と共に過ごす。私は神使を大祝の分身とみなすとともに、御頭祭の精進屋の原形を御室に求めた。神を迎える御仮屋と精進屋の両方の機能を持つ御仮屋は、神と人が一体となる原始的な祭祀形態を支える施設といえよう。

また御射山祭では、御仮屋と、神殿と呼ばれた精進屋などが御旅所に各々独立して建てられた。この祭における大祝は神事を執行する司祭者である。そして神殿は精進屋としての機能は低く、宿舎というべきものであつた。

以上のように中世以前の諏訪社には、同じ大祝が関与しながら祭祀形態の異なる祭が併存していたことになる。すなわち農耕儀礼に起源を持つと思われる御頭祭と、狩獵儀礼に起源を持つと思われる御射山祭であり、これらは古代における諏訪社の歴史を反映したものであろう。

なお近世になつて神使の役割は形式化し、地位も大幅に低下したことは前述したとおりである。戸童として神聖視する観念が薄らいでいったのである。冒頭で取り上げた

「頭人子」も、かつては神使のように御仮屋で忌み籠をした可能性があり、戸童として重要な役割を果したと思われるが、神使と同様の経過をたどったとみてよからう。本稿では仮屋を中心に諏訪社の祭祀を検証したが、ここには戸童なども含め頭屋儀礼の祖型ともいえる祭祀形態を見る事ができるのではないだろうか。

（註）

① 森隆男「頭屋儀礼にみられる御仮屋」『民具マヌスリー』

第三〇卷三号 一九九七

② 森隆男「仮屋からみた春日若宮祭」『関西大学博物館紀要』第四号 一九九八

③ 森隆男『住居空間の祭祀と儀礼』 三三三六頁 一九九六

④ 宮地直一「諏訪神社の研究（下）」『宮地直一論集 一』一九八五

⑤ 宮坂光昭他『図説・諏訪の歴史 上』 一四四頁
一九八三

⑥ 田中基「穴巣始と外来魂—古諏訪祭政体の冬期構成—」
『諏訪信仰の発生と展開』 一三〇頁 一九七八

⑦ 赤田光男『日本村落信仰論』 二九六一～二九七頁
一九九五

⑧ 「諏訪大明神画詞」『日本神道大系』

神社編 諏訪

前掲③ 一二一、一二二二頁

前掲④ 六七六頁

飯島吉晴によると全国各地から五〇例以上の事例が報告されていいるという（飯島吉晴『竈神と廁神』一二二二頁）。

金井典美『諏訪信仰史』一二八〇一六〇頁 一九八二

金井は四御庵の前面が高い片流れの形態であることに注目し、奄美のアラセツに建てられるショチュガマや、奈良県川西町結崎の頭屋儀礼において建てられる御仮屋との共通性を指摘している（前掲⑤三四五頁）。しかし奈良県下の頭屋儀礼でみられる御仮屋では、前面を高くする片流れの形態をもつ事例はほとんどみられない。

前掲④ 四二一頁

前掲④ 五一七頁

前掲④ 四二一頁

前掲④ 五八一頁

前掲④ 五七九、七一四頁

金井典美『諏訪信仰史』一二八〇一六〇頁 一九八二

前掲④ 五八八頁

前掲⑧ 四八頁

前掲④ 五九一頁

前掲⑧ 四八頁

前掲⑧ 四八頁

三輪磐根『諏訪大社』五八頁 一九七八

前掲⑧ 四九頁

前掲⑧ 一四四頁

宮坂清通「諏訪上社御射山祭について」『日本原初考古譜

訪の祭祀と氏族』九九頁 一九七七

前掲⑪ 二二一頁

前掲④ 五八一頁

金井は四御庵の前面が高い片流れの形態であることに注目し、奄美のアラセツに建てられるショチュガマや、奈良県川西町結崎の頭屋儀礼において建てられる御仮屋との共通性を指摘している（前掲⑤三四五頁）。しかし奈良県下の頭屋儀礼でみられる御仮屋では、前面を高くする片流れの形態をもつ事例はほとんどみられない。

前掲④ 五八二頁

前掲④ 一四五頁

前掲④ 五八三頁

前掲④ 一四九頁

前掲④ 五八二頁

前掲④ 五一頁

前掲④ 一一三頁

前掲④ 一四四頁

前掲④ 五八二頁

前掲④ 五一頁

前掲④ 一一三頁

「下諏訪社例記」『日本神道大系』 神社編 諏訪

前掲④ 一九八一

前掲④ 一九八二

奈良市大安寺一丁目一一一一八)